

○長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金交付要綱

平成25年4月1日告示第98号

改正

平成26年4月1日告示第110号
平成28年4月1日告示第109号
平成29年4月1日告示第122号
平成29年6月1日告示第247号
平成30年6月1日告示第209号
平成31年4月1日告示第100号
令和元年7月1日告示第230号
令和4年4月1日告示第120号
令和5年3月23日告示第72号
令和5年3月31日告示第108号
令和6年4月1日告示第190号

長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び事業者の環境保全及び省資源意識を喚起し、地球温暖化防止並びに再生可能エネルギーの普及及び自立分散型エネルギー社会の構築を図るため、太陽光発電システム等を新たに設置する者等に対して補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、住居部分等に電力を供給するために設置するものをいう。
- (2) 定置式蓄電システム 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池部及びインバータ等電力変換装置で構成される一体の装置であり、住居部分等に電力を供給するために設置するものをいう。
- (3) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 建物で使用する機器の電力使用量の自動計測及び制御を行う機能を有し、電気使用量の見える化又は省エネ化に寄与するために設置するものをいう。
- (4) V2H（ヴィークル・トゥー・ホーム） 電気自動車に搭載されている電池に充電された電気を住宅で利用し、又は太陽光発電システムにより発電された電気を自動車へ充電するための装置であって、エネルギー供給源を分散することにより、災害による大規模停電のリスクを最小化し、かつ、災害対応力を向上させるために設置するものをいう。
- (5) 事業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準ずる事業者をいう。
- (6) 既築 既に自らが居住する住宅又は自らの事業の用に供する事業所等をいう。
- (7) 新築 自らの居住又は自らの事業の用に供するために新たに建築（建売の購入を除く。）する住宅又は事業所等をいう。

(8) 建売 人の居住の用に供したことがなく、販売を目的として新たに建築された住宅等をいう。

(補助対象システム)

第3条 補助対象となる太陽光発電システム、定置式蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及びV2H（ヴィークル・トゥー・ホーム。以下これらを「対象システム」という。）は、別表に掲げる要件を全て満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 既築又は新築へ対象システムを設置する者
- (2) 対象システムが設置された建売を購入する者

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に本市に住所を有している個人又は本市に事業所を有している事業者
- (2) 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がない者
- (3) 補助金の交付申請年度の4月から交付申請時までに対象システム設置事業を完了した者
- (4) 発電された電気の全部又は一部を住宅又は事業所等において消費する者
- (5) 本市が求める再生可能エネルギー普及施策及び地球温暖化防止対策施策に協力できる者
- (6) これまでに当該対象システムと同種の太陽光発電等に係るシステムの設置に関し本市の補助金等の交付を受けていない者

3 賃借している市内の住宅又は事業所等に対象システムを設置する者は、前項各号の要件のいずれにも該当し、かつ、対象システムの設置について賃貸人の承諾を得るものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力に1キロワット当たり2万円を乗じた額とし、上限を6万円とする。
- (2) 定置式蓄電システム 蓄電池の蓄電容量に1キロワットアワー当たり2万円を乗じた額とし、上限を10万円とする。
- (3) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 機器の本体、部材の購入及び設置工事に要する費用の3分の1以下とし、上限を2万円とする（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
- (4) V2H（ヴィークル・トゥー・ホーム） 機器の本体、部材の購入及び設置工事に要する費用の3分の1以下とし、上限を4万円とする（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。

2 太陽光発電システムの最大出力又は定置式蓄電システムの蓄電容量の数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助回数制限は、別表に掲げる補助対象システムのうち、同一システムの補助金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、長浜市太陽光発電システム等設

置促進補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムを設置した住宅又は事業所等の付近見取図
- (2) 領収書の写し及び領収書に係る内訳書
- (3) 設置した対象システムの内容がわかる資料
- (4) 対象システムの要件に該当していることがわかる資料
- (5) 太陽光発電システムを設置の場合は、太陽光モジュールの配置図面
- (6) 設置した対象システムの写真及び設置状況がわかる建物全体の写真
- (7) 太陽光発電システム設置の場合は、電力会社との接続契約（系統連系）がわかる書類の写し
- (8) 設置した対象システムの保証書の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請書兼請求書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定を通知し、及び補助金を交付するものとする。

（手続の併合）

第7条 規則第20条の2の規定により、規則第14条及び第15条の手続は、省略する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成25年3月31日までに、廃止前の長浜市地球温暖化防止対策補助金交付要綱（平成21年長浜市告示第17号。以下「旧要綱」という。）に掲げる対象設備を設置した者については、旧要綱を適用する。ただし、旧要綱の第6条については適用せず、口座振替により現金で交付するものとする。
- 3 この要綱の施行前に事業に着手し、事業完了がこの要綱の施行後となる者については、この要綱に基づく補助の対象者とし、当該者が平成25年4月30日までに交付申請したときは、当該申請は、事業の着手前になされたものとみなす。
（事業者に対する適用の特例）
- 4 長浜市事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第108号）の施行の日から失効の日までの間、この要綱における第2条第4号の事業者に係る規定は、適用しないものとする。

附 則（平成26年4月1日告示第110号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第109号）

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第122号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日告示第247号）

（施行期日）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日告示第209号）
（施行期日）

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
（経過措置）

2 新築に対象システムを設置しようとする者又は対象システムが設置された建売を購入する者で、この要綱の施行の日の前日までに電力受給契約を締結し、対象システム設置工事代金の支払及び建物の引渡しが終わっていないものについては、改正後の長浜市太陽光発電システム設置促進補助金交付要綱第6条第2項の規定にかかわらず、当該工事代金の支払及び建物の引渡しが終わるまで、交付申請をすることができる。

附 則（平成31年4月1日告示第100号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第230号）
この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第120号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第72号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第108号抄）
（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第190号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象システム	要件
太陽光発電システム	(1) 発電された電気の全部又は一部を住宅又は事業所等において消費するもの (2) 未使用品であるもの (3) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他附属機器で構成するもので、太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
定置式蓄電システム	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池部及びインバータ等電力変換装置が一体的に構成されているもの (3) 蓄電容量が1キロワットアワー以上であるもの (4) 未使用品であるもの

	(5) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業））における補助対象製品に指定しているもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	(1) 太陽光発電システムと連携するもの (2) 住宅内のエネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているもの (3) 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有しているもの (4) 未使用品であるもの (5) 「ECHONET L i t e」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの
V 2 H（ヴィークル・トゥー・ホーム）	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、及び電気自動車等の蓄電池から電力を取り出して、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであって、次のいずれかの条件を満たすもの ア 太陽光発電システムを併せて設置すること。 イ 既設の太陽光発電システムを備えていること。 (2) 未使用品であるもの (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象に認定している充電器であること。

別記様式（第6条関係）

（表面）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所 〒

長浜市

氏 名

電話番号 ()

長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金交付申請書兼請求書

長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記の要件の全てを満たすことを誓約し、関係書類を添えて申請します。

記

要 件	※該当するものに☑を入れ、全てを満たす場合に申請できます。 □自らが居住する市内の住宅等に設置し、自らが使用することを目的としています。 □過去に対象システムと同種のシステムに係る補助金の支給を受けたことはありません。 □長浜市補助金等交付規則第18条の2に規定する暴力団等ではありません。 □補助金の交付申請時において、納期が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納はありません。 □補助金交付の可否決定のため、世帯の住民登録資料、税務資料その他の情報について、長浜市が関係機関に調査し、照会し、又は閲覧を求めることを承諾します。	
交 付 申 請 額	太陽光発電システム	最大出力値 (,) kw × 20,000 円 = _____ 円（上限 60,000 円）…①
	定置式蓄電システム	蓄電容量 (,) kwh × 20,000 円 = _____ 円（上限 100,000 円）…②
	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	_____ 円（上限 20,000 円・費用の 1/3 以内）…③
	V2H（ヴィークル・トゥー・ホーム）	_____ 円（上限 40,000 円・費用の 1/3 以内）…④
	合計額 （①+②+③+④）	_____ 円
補助金事業 等の完了日	年 月 日	
設 置 場 所	長浜市 ※住民票と同一住所を明記してください。	
区 分	□新築 □既築 □建売（いずれかに☑を入れてください。）	

○裏面もご記入ください。

(裏面)

設 置 費	百万 十万 万 千 百 十 一 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">¥</td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right; vertical-align: middle;">円（消費税を含む。）</td> </tr> </table>								¥								円（消費税を含む。）
	¥								円（消費税を含む。）								
支 払 先	（所在地及び名称）																
シ ス テ ム の 概 要	太陽光発電システム		メーカー名・型式名				太陽電池の最大出力（合計）										
							k W 小数点第 2 位以下切捨て										
	定置式蓄電システム		メーカー名・型式名		パッケージ型番		容量（合計）										
							k W h 小数点第 2 位以下切捨て										
	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）		メーカー名・パッケージ型番（型式名）														
V 2H（ヴィークル・トゥー・ホーム）		メーカー名・パッケージ型番（型式名）															
設 置 業 者	（所在地及び名称）																
手続代行 者（手続を 代行している 場合）	（所在地及び名称）																
	□ 同上																
	連 絡 先	TEL： MAIL：				担 当 者		TEL：									

交付される補助金は下記の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名	銀 行 金 庫 農 協 組 合							本 店 支 店 出 張 代 理 店
口 座 番 号	普 通 ・ 当 座							
フ リ ガ ナ								
口 座 名 義								